資料３

町民憩の家使用料及び福祉住宅使用料、学校体育施設使用料、保健福祉センター使用料、公民館分館使用料、交流情報センター使用料に関する審議結果（答申案）

令和元年（２０１９年）５月

益城町使用料等審議会

― 目　次 ―

１．審議の対象とする使用料等 1
①　本答申における「使用料・手数料」の定義 1
②　本答申において審議の対象とする施設の使用料等 1
２．本審議会における検討の方針 2
①　益城町中期財政見通し 2
②　使用料・手数料等の適正化に関する基本方針 3
３．答申 4
４．審議を通しての審議会の所見 8

（裏表紙）

１．審議の対象とする使用料等

①　本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第２２５条第１項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第２２７条第１項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法 （使用料） 第二百二十五条　普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 （手数料） 第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

②　本答申において審議の対象とする使用料

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、必要に応じ別途審議会を開催し審議を行う）。

（使用料）

	担当課	料金種別
1	福祉課	町民憩の家使用料
2	公営住宅課	福祉住宅使用料
3	学校教育課	学校体育施設使用料
4	健康づくり推進課	保健福祉センター使用料
5	生涯学習課	公民館分館使用料
6	〃	交流情報センター使用料

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では以下の益城町中期財政見通しと使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

①益城町中期財政見通し

益城町中期財政見通し
（H30.9 月作成）

一般会計をベースに平成 29 年度決算を基に試算

【歳入】

（単位：百万円）

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
町税、地方交付税等（臨財債含む）	8,252	8,611	8,590	8,744	8,822	9,028	9,067	8,828	10,046
町債（臨財債除く）	6,144	17,961	6,053	3,891	3,999	410	359	278	298
国庫支出金等、その他	15,484	43,766	7,744	4,985	4,386	4,257	4,217	4,964	4,016
歳入合計　A	29,880	70,338	22,387	17,619	17,207	13,695	13,644	14,070	14,360

【歳出】

区分		H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
義務的経費	人件費	2,131	2,691	2,687	2,667	2,586	2,570	2,443	2,433	2,423
	扶助費	2,112	1,678	1,718	1,760	1,803	1,847	1,893	1,939	1,986
	公債費	976	941	961	1,446	1,758	1,968	2,078	2,923	3,347
	うち地震分	(9)	(35)	(105)	(619)	(917)	(1,127)	(1,319)	(2,234)	(2,721)
投資的経費		16,188	59,172	11,882	6,417	5,578	1,402	1,299	1,195	1,111
うち地震分		14,495	58,853	11,590	6,274	4,721	1,271	1,249	1,145	1,061
その他の経費		7,709	6,027	5,725	6,363	6,503	6,512	6,468	6,216	6,185
歳出合計　B		29,116	70,509	22,973	18,653	18,229	14,300	14,181	14,705	15,052

	H29	H30	H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025
財源不足額 C　(A-B)	764	▲171	▲585	▲1,033	▲1,023	▲606	▲537	▲636	▲692

【試算結果を踏まえて】

- 熊本地震関連事業の見直しによる事業費の減少、それに伴う公債費の減少により、通年での歳入・歳出の予算規模は前回試算よりも減少となった。
- 熊本地震関連の償還が本格化する２０２０年度以降、公債費は増加傾向。
- 財源不足額は前回試算よりも減少傾向にあるものの、毎年度の財源不足への対策として、事務事業の見直しや財政調整用基金を充当しても、２０２０年度以降、毎年４～７億円の財源不足が生じる見込み。
- 財源不足を解消するため、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、負担金や使用料等の見直し等更なる収支改善に向けた対策を実施し、引き続き国・県に対して財政支援を要望していくこととしている。

② 使用料･手数料等の適正化に関する基本方針

上記の財政見通しの内容を踏まえつつ、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に則った以下の４つの方針を基本的な視点とし審議を行った。

（１）　統一的な方法による原価の算定
（２）　行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
（３）　減免制度の適正化
（４）　住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

以上のような審議を踏まえ、当審議会としては、審議対象となっている６つの施設の使用料について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

［町民憩の家使用料］

料金案については適当と判断する。

料金案

区　　分	町内料金	町外料金	備考
小人（小学生以下）	無料	無料	入館料
中学生	100 円	100 円	
大人（高校生から 64 才まで）	300 円	400 円	
高齢者（65 才以上）	200 円	400 円	

多目的室	600 円	1 時間あたり

附帯意見

１）施設利用者層の拡大・利用者数の増大を目指した施策の実施

大広間や多目的スペース等の運用方法、設備環境を見直し、幅広い年齢層の利用者が利用しやすい環境整備を行うこと。併せて、子連れ利用者や町内公共施設利用者等が本施設を利用する際の割引策の導入を検討すること。

［福祉住宅使用料］

料金算定方法案については適当と判断する。

料金算定方法案

・政令月収対応基準額×立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

区分	政令月収	基準額	立地係数	規模係数	経過年数係数	利便性係数	算定家賃
1	0～104,000 円	34,400	0.75	0.5692	0.9739	0.88	12,500
2	104,001～123,000 円	39,700	0.75	0.5692	0.9739	0.88	14,500
3	123,001～139,000 円	45,400	0.75	0.5692	0.9739	0.88	16,600
4	139,001～158,000 円	51,200	0.75	0.5692	0.9739	0.88	18,700
5	158,001～186,000 円	58,500	0.75	0.5692	0.9739	0.88	21,400
6	186,001～214,000 円	67,500	0.75	0.5692	0.9739	0.88	24,600
7	214,001～259,000 円	79,000	0.75	0.5692	0.9739	0.88	28,900
8	259,001 円～	91,100	0.75	0.5692	0.9739	0.88	33,300

◆　立地係数：益城町一円　0.75
◆　規模係数：住戸専用床面積 37 ㎡／65 ㎡
◆　経過年数係数：建設後 3 年経過　（1−減算係数×建築経過年数）
減算係数：0.0087
利便性係数：0.88（仮設住宅なので、備品や壁などの性能が一般の公営住宅よりも劣っていることを考慮し、 町営住宅　広崎団地（利便性係数：0.98）から－10%）

附帯意見

１）入居者に配慮した支援策の実施

入居者が利用するデイケア等のサービスや介助者に配慮した施設の運用を図るとともに、行政と地域の協働による入居者支援体制の構築を図ること。

２）次期見直しに向けた家賃負担比率に関連するデータの収集

次回の使用料等の見直しにおいて、公営住宅入居者の家賃負担比率を基準とし、総合計画に則った基準額を算定できるよう、入居者の収入等に関するデータ収集を検討すること。

［学校体育施設使用料］

料金案については適当と判断する。

料金案

施設名	使用料	照明料	備考
体育館	100円	100円	・1時間あたり ・バレーボールコート1面あたり
校庭	100円		・1時間あたり

附帯意見

１）次期見直しに向けた関連データの収集

次回の使用料等の見直しにおいてコスト計算に加え、施設の設置目的・環境・築年数や利便性、施設の需要推計に応じた料金案を設定できるよう、学校ごと・時間帯ごとの詳細な使用状況や利用団体の性格・利用形態等の町内・町外利用者に関する各種データを収集すること。また、利用者ニーズに応じた料金区分を検討すること。

［保健福祉センター使用料］

料金案については適当と判断する。

料金案

施設名	料金	備考
多目的室 1	300 円	・1 時間あたり ・町外 2 倍
多目的室 2	300 円	
会議室 1	150 円	
会議室 2	150 円	
保健指導室（和室）	300 円	
託児室・創作活動室	200 円	
調理室	500 円	
研修室 1	150 円	
研修室 2	150 円	
工作室	300 円	

附帯意見

１）次期見直しに向けた関連データの収集

次回の使用料等の見直しにおいてコスト計算に加え、施設の設置目的・環境・築年数や利便性、施設の需要推計に応じた料金案を設定できるよう、施設ごと・時間帯ごとの詳細な使用状況や利用団体の性格・利用形態等の町内・町外利用者に関する各種データを収集すること。

２）経営的視点を持った施設運営

行政が使用する際の施設・時間帯を最低限にする、全体経費の何%を使用料収入で回収するといったＫＰＩ[i]を設定するなど、公の施設として無駄のない、経営的視点を持った運営を図ること。

［公民館分館使用料］

料金案については適当と判断する。

料金案

	講堂	研修室	和室	調理室	備考
飯野分館	100 円	100 円	50 円	150 円	町外 2 倍
福田分館	100 円	50 円	50 円	－	
津森分館	100 円	－	50 円	50 円	

附帯意見

１）次期見直しに向けた関連データの収集

次回の使用料等の見直しにおいてコスト計算に加え、施設の設置目的・環境・築年数や利便性、施設の需要推計に応じた料金案を設定できるよう、分館ごと・時間帯ごとの詳細な使用状況や利用団体の性格・利用形態等の町内・町外利用者に関する各種データを収集すること。

２）定期的な施設のあり方の見直しの実施

公の施設のあり方について定期的な見直しを実施し、各分館の運営形態の見直しを図ること。

［交流情報センター使用料］

料金案については適当と判断する。

料金案

施設名	料金	備考
視聴覚室	700 円	・1 時間あたり ・町外 2 倍
IT 学習室	300 円	
会議室１	150 円	
会議室２	150 円	
展示スペース	1,000 円	・1 日あたり

附帯意見

１）次期見直しに向けた関連データの収集

次回の使用料等の見直しにおいてコスト計算に加え、施設の設置目的・環境・築年数や利便性、施設の需要推計に応じた料金案を設定できるよう、施設ごと・時間帯ごとの詳細な使用状況や利用団体の性格・利用形態等の町内・町外利用者に関する各種データを収集すること。

２）経営的視点を持った施設運営

行政が使用する際の施設・時間帯を最低限にする、全体経費の何%を使用料収入で回収するといったＫＰＩを設定するなど、公の施設として無駄のない、経営的視点を持った運営を図ること。

４. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- 施設の設置目的（公共性）・環境・地区年数や利便性に関する係数設定の検討
- 時間帯ごとの利用状況や利用団体の性格等の分析による施設の需要推計の検討
- ＫＰＩを設定するなど、経営的視点を持った施設運営の検討

以上の点について取り組み、その検討結果を「益城町使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に盛り込むことは、受益者負担の適正化、歳入確保による町の財政健全化を推進するうえで必要になってくると考える。

今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、より質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。

---

[i] ＫＰＩ
《key performance indicator》企業などの組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標。達成すべき目標に対し、どれだけの進捗がみられたかを明確にできる指標が選択される。これをもとに、日々の進捗把握や業務の改善などが行われる。重要業績評価指標。重要業績指標。成果指標